

# グローカル時代の人权

滋賀県人権施策推進審議会委員・立命館大学法務研究科特任教授  
薬師寺 公夫

- 1 -

## グローカリティとは？

世界とつながるグローバリズムと地域を掘り下げるローカリティ  
を組み合わせた造語

- \* Think Globally, Act Locally!
- \* 現代の人権も、地球全体の問題として考えなければならない側面とともにその実際の実現の場は常に身近なところ地域にある
- \* まもなく人権週間(12月4日～10日：今年は第69回)
- \* なぜ12月に？ ⇒ 1948年12月10日
- \* 人権のグローカルな性格は、世界人権宣言起草の時から指摘されていた(グローカルという言葉こそなかったが)

- 2 -



- 3 -

## エレノア・ルーズベルトの言葉

「結局、普遍的人権はどこから始まるのでしょうか。小さなところ、家の近く、…とても近くてとても小さくてとの世界地図にものっていないところ。しかし、そこは個人という人の世界なのです。人が住んでいる近所。人が通う学校や大学。人が働く工場、農場または事務所なのです。これらこそ、すべての男性、女性および子どもが差別のない平等な正義と、平等な機会と、平等な尊厳とを求める場所なのです。これらの場所でこれらの権利が意味をなさないのであれば、他のいかなる場所でもこれらの権利にはほとんど意味がないでしょう。家の近くで関係する市民がこれらの権利を支持する行動をするのでなければ、もっと大きな世界で進歩をとげることなど見果てぬ夢です。」(世界人権宣言起草時の国連人権委員会議長)

- 4 -

## なぜ国際人権が必要になったのか？

### 人権尊重は国際平和の基礎：ナチズムなどの全体主義と戦った教訓

- \* 「人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし」た⇒「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等で奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなす」(世界人権宣言前文)
- \* 日本の主権回復の条件
- \* 日本国は「世界人権宣言の目的を実現するために努力」する意思を宣言する(対日平和条約前文)

- 5 -

## 国際人権とは何か？

世界人権宣言第1条「すべての人間は、生来ながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利において平等である。人は、理性及び良心を受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」⇒自由権規約前文「これらの権利が人間固有の尊厳に由来することを認め」

⇒憲法第13条第1文「すべて国民は、個人として尊重される」

### ②人権の普遍性：国際人権と憲法の人権の共通性

- \* 生命権、拷問等禁止、奴隸・強制労働の禁止、身体の自由、公正な裁判、私生活・家族生活の保護、移動・居住の自由、思想・信条の自由、表現・集会・結社の自由、参政権、被疑者・被告人の権利、労働権、社会保障への権利、教育権、生活水準への権利など
- \* コアとなる国内人権と国際人権の間に人権の内容において大きな差異はない。ただし、法律の世界では権利の内容の細部、権利制約事由(権利の性質に対応する制約事由と「公共の福祉」)

- 6 -

# 国際人権は誰のものか？

## ①国際人権の主体

伝統的な考え方：条約は国家と国家の間の権利と義務を設置する⇒個人に権利を認めるものではない ⇔ 現在の一般的な見解：人権条約が定める権利の主体は個人（個人が国際人権の主人公）

## \* ②義務の主体

- \* 人権条約は、国家に対してのみ義務を課し、個人や企業に対して直接義務を課すものではない（人権を遵守する義務を私人に直接課してはいない）：その代わり締約国は、条約に定める人権を自ら侵害しない消極的義務を負うだけでなく、第三者による人権侵害を防止し及び処罰することによって国際人権の享受を「確保（ensure）」する義務をも負う。
- \* 国際人権も「法的」には国家中心に権利・義務を設定  
⇒ 憲法で人権の私人間適用を問題にするのもこれと類似した考え方方が基礎にある（法律としての人権には限界：これを生かすのが自治体の役割）

# 国際人権は絶えず発展する？

③国際人権の内容は絶えず発展する（人権のダイナミズム）のに対して、国内人権（憲法上の人権）は固定化（法的安定性）する傾向

- \* 1) 国際人権は、国際人権条約や人権宣言文書によって絶えず新しい人権が発展していく：
  - \* （例）差別禁止の分野では人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約における私人間「差別」の禁止・処罰義務、ジェンダーと男女共同参画社会；女性に対する暴力は女性差別の典型的な類型
  - \* 従来憲法では議論されていなかった新しい人権：女性のリプロダクティブ・ライツ、子どもの権利条約における子どもの最善の利益、障害者権利条約における障害者の諸権利など
- \* 2) 国際人権は、条約実施機関による条約の発展的解釈を通じても人権の内容が豊富化・深化していく：発展の速度が速い
  - \* （例）LGDの権利、食糧に対する権利、持続可能な発展に対する権利などなど

## 補完性の原則って何？

### 人権の保障は国内的(現場での)実現と救済が基本

\* 「すべての者は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対して、権限のある国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する」(世界人権宣言第8条)

\* 自由権規約第2条：締約国は、規約に定める人権を尊重し確保する義務⇒立法措置などを講ずる義務⇒効果的救済を提供する義務⇒救済措置を執行する義務

\* 社会権規約第2条：規約に定める人権を漸進的に達成するため利用できる資源を最大限に利用して行動する義務

\* ↓

⇒「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」(憲法第12条)  
- 9 -

## 人権の国際保障のかたちは？

### 人権の国際的な実現のしくみ

国際人権は最終的には国際的に履行が監視・監督される。国際的な手続はあくまで国内手続の補完的役割

\* ①国際人権基準の採択：人権条約や宣言など(現在では人権理事会が主な役割)

\* ②国際人権の促進と遵守の援助と監視

\* 国際人権をの遵守を監視する手続には大別して2つの手続

\* ①国連憲章に基づきすべての加盟国に適用される審査手続

\* 普遍的定期審査

\* 国別特別手続とテーマ別特別手続

\* ②人権条約に基づく審査手続(条約当事国のみ)

\* 国家報告の審査手続=国の国際人権の履行状況を審査

\* 国家通報の審査手続=国の義務違反を他国が追求する手続

\* 個人通報の審査手続=国の義務違反を個人が追求する手続  
- 10 -

## 普遍的定期審査とはどんな仕組み？

- \* 普遍的定期審査 (Universal Periodic Review)
- \* 対象：すべての国連加盟国
- \* 報告書の提出：4年に1度
- \* 国連人権理事会の下に作業部会が置かれ、年に3回の会期を開いて各国の報告書を審査（日本も3回目：2017年11月14日）
- \* 審査方法：相互レビュー方式（被審査国に対する理事国・オブザーバー国の意見及び勧告）
- \* トロイカ（3カ国）が作業部会をリードする
- \* 審査の基礎になる文書：①国連憲章、②世界人権宣言、③国家が当事国となっている人権文書（条約）、④国家の自発的誓約 これらの加え国際人道法を考慮に入れる
- \* 被審査国は提出された勧告を、受け入れるか、意見を述べるか、拒否するかを決める（⇒最終成果文書に反映）
- \* 受け入れた勧告のフォローアップ

- 11 -

## 過去2回の日本のUPR審査はどうだったのか？

- \* 第1回審査
- \* トロイカ：シチチ、フランス、インドネシア
- \* 日時：2008年5月9日、42カ国が発言し、26の勧告がなされた
- \* 日本は16の勧告（国内人権委員会設置、女性差別立法の撤廃、性的指向・性同一性障害に基づく差別の撤廃、人身取引の抑圧など）を受け入れ、1の勧告について現状説明し、9の勧告は拒否した（従軍慰安婦、死刑廃止など）。最終結果文書は6月12日人権理事会で採択。⇒2011年3月に自発的フォローアップ中間報告
- \* 第2回審査
- \* トロイカ：リビア、ペルー、バングラデシュ
- \* 日時：2012年10月31日、79カ国代表が発言し、174の勧告がなされた。日本は、約30の勧告に付き説明ないし（代用監獄制度見直し、歴史認識など）受け入れない（死刑廃止・モラトリアム、従軍慰安婦賠償など）と回答し、他は全部又は一部受け入れた（公務員人権研修を含む）。⇒2013年3月14日最終結果文書採択。

- 12 -

## 日本は中核的国連人権条約の当事国か？

### 日本が締結している主要な人権条約

自由権規約(市民的及び政治的权利に関する国際規約) 1979年批准 特に国内法の改正はせず

- \* 社会権規約(經濟的、社会的及び文化的の権利に関する国際規約)  
同上 留保と解釈宣言
- \* 人種差別撤廃条約 1995年加入、96年発効 留保
- \* 女子差別撤廃条約 1985年批准 国籍法改正
- \* 児童の権利条約 1994年批准 留保と宣言
- \* 障害者権利条約 2014年批准
- \* 拷問等禁止条約 1999年加入
- \* 強制失踪条約 2009年批准、10年発効
- \* 難民条約 1982年加入 国民年金法の国籍条項撤廃
- \* 日本は拷問等禁止条約と強制失踪条約で国家通報手続を受諾したが、個人通報手続は未だ受け入れていない。

- 13 -

## 日本の国家報告審査で何が勧告された？

条約実施に関する国家報告の提出→質問表とそれへの回答→委員会との建設的対話(人権NGOも参加する公開の場で審査)

- \* ⇒委員会の最終意見(総括所見=積極面と懸念・勧告)⇒フォローアップ(5段階評価)
- \* 国家報告審査の勧告事項には自治体・企業に関係するものがたくさんある
- \* 男女平等:女性のフルタイム雇用促進、男女賃金格差の解消、セクシャルハラスメントの犯罪化、妊娠・出産を理由とする不当処遇の刑罰による禁止
- \* 人身取引:強制労働の被害者認定手続の強化と労働基準監督官等の研修強化、加害者の捜査・訴追・処罰、賠償支援、技能実習制度の新制度への切替え、労働搾取目的の人身取引・労働法違反事例への捜査・訴追。制裁措置
- \* 先住民族の権利:アイヌ共同体の天然資源に対する権利

- 14 -

## 日本の第6回報告の検討結果は？

自由権規約委員会：日本の第6回報告に対する最終見解（2014年8月20日）

- \* \*評価された点：人身取引対策行動計画策定、第3次男女共同参画基本計画策定、非嫡出子の相続差別を撤廃した2013年民法改正、障害者権利条約批准など
- \* \*懸念事項と勧告：国内人権委員会の設置、妊娠・出産を理由とする解雇、セクシャルハラスメントへの刑罰による禁止、死刑の廃止又は重大な犯罪のみに削減、戦時中日本軍による性的奴隸に対する申立の独立・公平な機関による調査と加害者の訴追及び家族補償、代用監獄の廃止又は規約の規準の遵守、秘密保護法に基づき指定される情報の範囲の限定、国家安全補償を侵害しない公共の利益に資する情報の流布によって処罰されないことの確保、体罰に終止符を打つ立法措置など
- \* フォローアップ対象：死刑犯罪の削減、従軍慰安婦、代用監獄等

- 15 -

## 人種差別撤廃委員会の勧告は？

人種差別撤廃委員会勧告（2014年9月26日）（第11項）

- \* 委員会は、人種差別的スピーチを監視し対処する措置は、抗議の表現を奪う口実として使われるべきではないことを想起する。しかしながら、委員会は、締約国に人種差別的ヘイトスピーチやヘイトクライムから保護する必要のある社会的弱者の権利を擁護する重要性を喚起する。それゆえ、委員会は、締約国に以下の適切な措置をとるよう勧告する。
- \* (a) 憎悪及び人種差別の表明、デモ・集会における人種差別的暴力及び憎悪の扇動にしっかりと対処すること
- \* (b) インターネットを含むメディアにおいて、ヘイトスピーチに対処する適切な措置をとること
- \* (以下省略)

- 16 -

## 日本の対処：ヘイトスピーチ解消法

- \* 2016年6月「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(罰則のない「理念法」)
- \* 対象：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」=本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身者であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動
- \* 国民の努力義務：①本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、②本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与する。国は不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施し、地方公共団体に必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。地方公共団体は、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める義務を負う。

- 17 -

## 動き出す自治体

- \* 大阪市条例
- \* 対象：人種又は民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人の属する集団に向けられたもの
- \* 要件：①社会からの排除といった目的性、②侮蔑・誹謗中傷といった態様面、③不特定多数の者が表現内容を知り得るといった対象者の不特定性
- \* 表現活動+記録した印刷物やDVD等の頒布・販売や上映、インターネット動画サイトへの投稿など拡散活動も対象
- \* 対応：①拡散防止措置だけでなく大阪市としての認識を公表、②司法判断の促進(訴訟費用支援等：当初案)、③ヘイトスピーチ該当性についてのヘイトスピーチ審査会による審査
- \* 市民⇒申立て⇒申立て受付・審査会諮問⇒審査会でのヘイトスピーチ該当性の有無の審査、取るべき措置の種類・内容、公表の時期と行為者氏名公表の是非、貸付金返還免除の可否⇒答申⇒大阪市措置の実施(拡散防止措置、認識公表、訴訟費用等支援(当8-初案)、その他の支援)⇒申立て市民への通知

# 動き出す自治体

川崎市の「公の施設(地方自治法に定める)」の利用不許可に関するガイドライン／案

- \* \*設置・管理条例で審査基準がある場合それを補完し、ない場合は審査基準
- \* \*ヘイトスピーチ解消法2条に定める「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を対象とするがそれ以外の不当な差別的言動にも準用
- \* \*インターネット：アクセスしなければ見えないことから「公の施設」とは区別
- \* \*利用制限(不許可及び許可取消)の場合、「当該施設利用において、不当な差別的言動の行われるおそれが客観的な事実に照らして具体的に認められる場合」でかつ「その者等に施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険のあることが客観的な事実に照らして明白な場合」(最高裁判決の基準)に限って行うことができる。

- 19 -

## 国の事務と自治体の事務

法定受託事務（地方自治法第19項）

第1号法定受託事務：都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るもので、国においてその適正な処理を特に確保する必要のあるもの⇒砂防・河川、大気汚染、騒音、都市計画、水質汚濁防止、災害救助、戸籍、食品衛生、予防接種、大麻・覚せい剤取締、教科書発行、医療、建設業、公職選挙(国政)、精神保健・精神障害者福祉、国民年金・生活保護・児童扶養手当・児童福祉・手当、建築基準、文化財保護、社会福祉、恩給、道路(国道)・道路運送、公営住宅、土地収用、出入国管理及・旅券、戦傷病者・戦没者遺族等援護、在日米軍地位協定に係る土地等使用など

第2号法定受託事務：市町村・特別区が処理する事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るもので、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要のあるもの⇒公職選挙法(都道府県)、土地収用、土地区画整理、環境影響評価、マンション建て替えなど

- 20 -

## 動き出す企業

グローバル化の「負」の側面が顕著になってきており、もはや国家や国際機関だけではグローバルな課題を解決できなくなってきたという認識⇒1999年アナン国連事務総長「世界共通の理念と市場の力を結びつける力」(世界経済フォーラム)

- \* 国際的に展開する企業がステークホルダー(従業員、消費者、地域住民、投資家、取引先とその労働者など)の権利を侵害(賃金、差別、作業環境、児童労働、強制労働、環境破壊)するケース⇒CSR(企業の社会的責任:法令遵守、情報開示、透明性、説明責任、危機管理など)が重要な課題
- \* 例1:ロイヤル・ダッチ・シェル社によるナイジェリア石油採掘が飲料用水源、農作物、漁業に汚染被害⇒オゴニ族の抗議⇒1995年軍事政権による先住民活動家ケン・サロ・ウイワ氏の処刑⇒世界のNGO・世論が批判
- \* 例2:1997年、米国NGOのCorp Watchはナイキがサッカーボール製造を委託したベトナムの工場で児童の低賃金・長時間・強制労働問題を告発⇒反対キャンペーンや不買運動

- 21 -

## グローバル・コンパクトの10原則

原則1:国際人権保護を支持し尊重する

原則2:人権侵害に加担しない

### 労働

- \* 原則3:組合結成の自由と団体交渉権を実効あるものにする
- \* 原則4:強制労働を排除する
- \* 原則5:児童労働を実効的に排除する
- \* 原則6:雇用と職業に関する差別を排除する

### 環境

- \* 原則7:環境問題の予防的アプローチを支持する
- \* 原則8:環境に対する一層の責任を担うためにイニシアチブをとる
- \* 原則9:環境に優しい技術の開発と普及を促進する

### 腐敗防止

- \* 原則10:事業は強要・贈賄などのすべての形態の腐敗と闘うべきである

世界145カ国で1万を超える団体(企業はその内7千以上)が署名(日本は2015年3月で196企業・団体)。自発的コミットメントに基づいて実現に努力。

- 22 -

# ISO26000の7原則と7中心課題

ISO26000(組織の社会的責任) 第三者認証の必要のないガイダンス規格で7つの原則に基づき7つの中核課題に取り組むことを求める(日本ではJIS Z 26000に)

## 7つの原則

- \* ①説明責任(活動の外部影響)、②透明性(意思決定や活動)、③倫理的な活動(公平性、誠実など)、④ステークホルダーの利害の尊重と調整、⑤法令の尊重、⑥国際行動規範の尊重、⑦重要な普遍的人権の尊重

## 7つの中核主題

- \* ①組織統治、②人権、③労働慣行、④環境、⑤公正な事業慣行、⑥消費者課題、⑦コミュニティ参画及びコミュニティの発展

- 23 -

# 企業の責任

## ジョン・ラギー氏の「保護・尊重・救済」の枠組み

企業に直接国際法上又は国内法上の「義務」を課し、国連による監視手続の対象に置く提案に対する、国際経営団体及び先進国からの強い反対・慎重論(↔NGOとの深刻な対立)→国連事務総長特別代表(ジョン・ラギー)による「規範」に代わる国連枠組みの模索⇒6年間のステークホルダーとの協議プロセス

### (1)「保護・尊重・救済(protect/respect/remedy)」の枠組み

- \* ①企業を含む第三者による人権侵害に対して適切な政策、規制及び司法を通じて保護する国家の義務(duty)=既存の枠組み
- \* ②企業は他者の権利を侵害することを回避するために相当の注意(due diligence)をもって行動し、関係する悪影響に対処するという意味で、人権を尊重する企業の責任(responsibility)
- \* ③被害者が司法的及び非司法的な双方の効果的な救済手段に一層アクセスできることの必要性

- 24 -

## 企業の責任

(2)「ビジネスと人権に関する指導原則」：「国家の義務・企業の責任・救済」の枠組みの実施原則

人権を尊重する企業の責任(すべての企業に期待されるグローバル行動基準。尊重すべき人権の最低限の基準として国際人権章典=世界人権宣言と国際人権規約+ILO中核8条約[結社の自由と団体交渉権87号と98号、強制労働禁止29号と105号、児童労働の実効的禁止138号と182号、雇用・職業差別の排除100号と111号])

- \* 企業は、事業活動によるステークホルダーの人権を侵害し、取引関係を通じて人権に悪影響を与える事態を防ぎ、事態が生じても適切に対処する責任がある。このため次のような行動をとる。
- \* ①人権を尊重する責任を果たすというポリシー・コミットメント
- \* ②人権へのマイナスの影響を特定し、防止し、軽減し、対処するかについて責任をもつ人権デュー・ディリジェンスのプロセス
- \* ③企業が引き起こす人権へのマイナスの影響を是正するプロセス

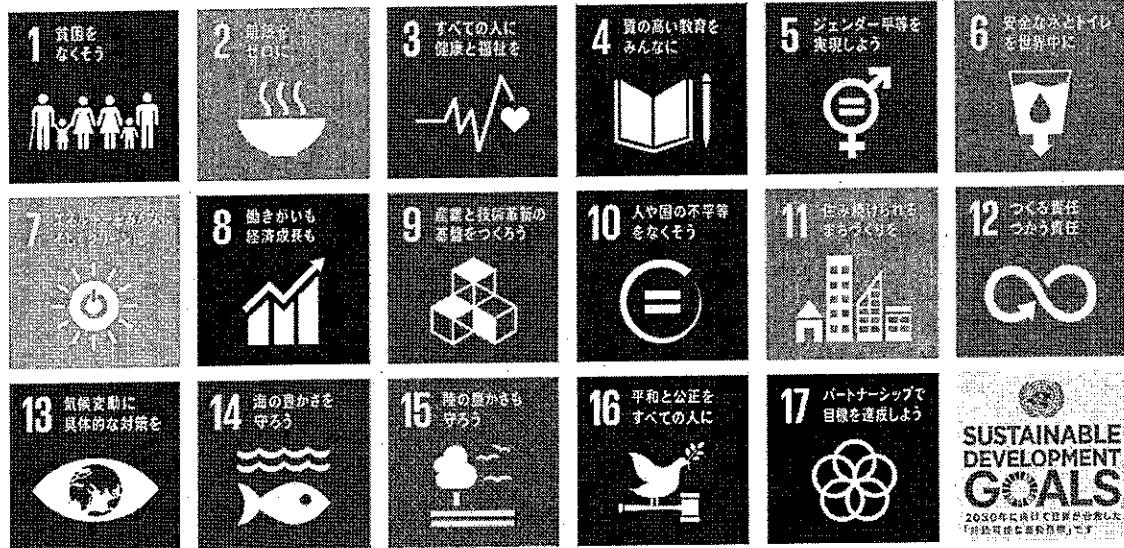
- 25 -

## MDGsからSDGsへの展開

1992年 地球温暖化のための国連会議(地球サミット)

1997年 COP3(京都議定書)

- \* 2000年 「グローバルコンパクト」がスタート  
国連ミレニアム開発サミット(国連ミレニアム宣言)
- \* 2001年 MDGsがスタート
- \* Millennium Development Goals (2001~2015年)
- \* 8つの目標+18のターゲット+48の指標
  1. 極度の貧困と飢餓の撲滅、 2. 普遍的初等教育の達成
  3. ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上
  4. 乳幼児死亡率の削減、 5. 妊産婦の健康の改善
  6. HIV／エイズ、マラリア、その他の疫病の蔓延防止
  7. 環境の持続可能性の確保 8. パートナーシップの推進
- \* 達成できたものもあるが未達成のままの分野を残して終了
- \* 2012年 リオ+10(SDGsの策定を合意)
- \* 2015年 SDGs(持続可能な開発目標)が採択(持続可能な開発サミット)  
パリ協定が採択
- \* 2016年 SDGsがスタート



国際連合広報局

27 27 -

## 目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止

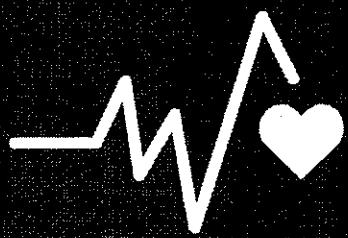


国際連合広報局

28 28 -

目標3: あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活  
を実現し、福祉を推進する

### 3 すべての人に 健康と福祉を

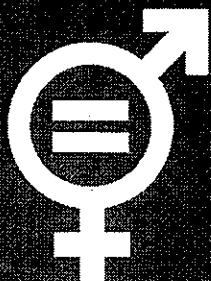


国際連合広報局

29 -

目標5: ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と  
男性のエンパワーメントを図る

### 5 ジェンダー平等を 実現しよう



国際連合広報局

30 -

## 目標10・国内および国家間の不平等を是正する



国際連合広報局

- 31 -

## 滋賀県の人権行動計画

- \* 人権教育のための国連10年（1995～2015）
- \* 1998年「人権教育のための国連10年滋賀県行動計画」策定
- \* 2000年滋賀県人権施策推進懇話会（2000年9月に提言）
- \* 2001年「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」（人権条例）施行
- \* 2003年「滋賀県人権施策基本方針」策定
- \* 2004年滋賀県「人権意識高揚のための教育・啓発基本計画」策定
- \* 2007年「しが多文化共生推進会議」設置（2009年11月提言）
- \* 2010年「滋賀県多文化共生推進プラン」策定（2011～2015）
  - \* I 人権尊重の視点に立った行政の推進
  - \* II 基本施策の推進
    - \* 1. 人権意識の高揚—教育・啓発
    - \* 2. 人権侵害に対する救済—相談・支援体制の充実
  - \* III 分野別施策の推進

- 32 -

## 滋賀県の人権行動計画

- \* 2011年「滋賀県人権施策推進計画」策定
- \* 2013年：国「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」
- \* 2015年「滋賀県基本構想一夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」
- \* \*重点施策編(2015年度～2018年度)
  - 7つの重点政策(子どもの生きる力を育み、若者や女性が輝く社会の実現)、すべての人に居場所と出番があり、最期まで充実した人生を送れる社会を実現など7つの分野
  - \* 長期ビジョン編(2040年を展望)：
    - 5つの目指す姿：人、地域の活力、自然・環境、県土、安全・安心
  - \* 2016年「滋賀県人権施策推進計画」改定(2016～2025)
  - \* 2016年：人権に関する県民意識調査
    - 2016年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に関する法律」
    - 2016年「部落差別の解消に関する法律」
    - 人権の擁護と伸張は、新しい豊かさの基本
  - \* 1. 女性 2. 子ども 3. 高齢者 4. 障害者 5. 同和問題
  - \* 6. 外国人 7. 患者 8. 犯罪被害者
  - \* 9. インターネットによる人権侵害
  - \* 10. さまざまな人権問題(個人情報の保護、ホームレス、刑を終えて出所した人、性的マイナリティ、アイヌの人々、拉致被害者等)

- 33 -

\*ご静聴有り難うございました。

- 34 -

